



発行 東京都

東京都知事 小池百合子

## 目次

## 告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可(二件)

(都市整備局市街地整備部再開発課)一

○建築基準法による意見の聴取

(都市整備局市街地建築部調整課)一

○建築基準法による一定の一団の土地の区域

(都市整備局市街地建築部建築指導課)二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

(環境局多摩環境事務所環境改善課)二

## 告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定

(都市整備局市街地建築部建築指導課)二

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し

(環境局多摩環境事務所環境改善課)二

## 告示(公)

○東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名

(東京都公安委員会)三

## 告示

●東京都告示第八百五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき大山町クロスボイント周辺地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、

次のように告示する。  
令和七年七月二十三日

●東京都告示第八百六号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき大山町クロスボイント周辺地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、

東京都知事 小池百合子

一 公聴会を行う日時 令和七年七月三十一日(木曜日)

午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十一階十一A

会議室

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調査課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)

一 組合の名称 大山町クロスボイント周辺地区市街地再開発組合

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき西地区市街地再開発組合の事

一 組合の名称 大山町クロスボイント周辺地区市街地再開発組合

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき西地区市街地再開発組合の事

業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する。同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

三 施行地区

板橋区大山町地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区大山町三十一番十号

五 変更の内容

令和元年六月七日

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年七月二十三日

七 事業施行期間

令和六年五月十五日から令和十二年十月三十一日まで

八 事業施行地区

中野区中野四丁目地内

九 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中野区中野四丁目二十番四号

十 令和六年五月十五日

令和七年七月二十三日

十一 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年七月二十三日

## ●東京都告示第八百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第三百一号)第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和七年七月二十三日

四  
公聴会を行う理由 次の建築許可をするため  
建築主住 渋谷区道玄坂一丁目二十一番二号  
所氏名 東急不動産株式会社

建築敷地 千代田区三番町九番地十八

地域地区 第一種住居地域、防火地域、第一種文教地  
等 区及び三番町地区地区計画

申 請 の 概 要

工事種別 新築  
及び用途 共同住宅、自動車車庫及び自転車駐車場

敷地面積 約四、七四五平方メートル

建築面積 約四、七四五平方メートル

延べ面積 約四、七四五平方メートル

構造及び 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階数 地上十三階地下二階

高さ 四九・九九メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第八百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年七月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区大久保三丁目百七十番三百七  
及び同番三百八 令和七年七月四日

新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三三四

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁  
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條  
第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第六百七十  
一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同  
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、  
次のとおり告示する。

令和七年七月二十三日

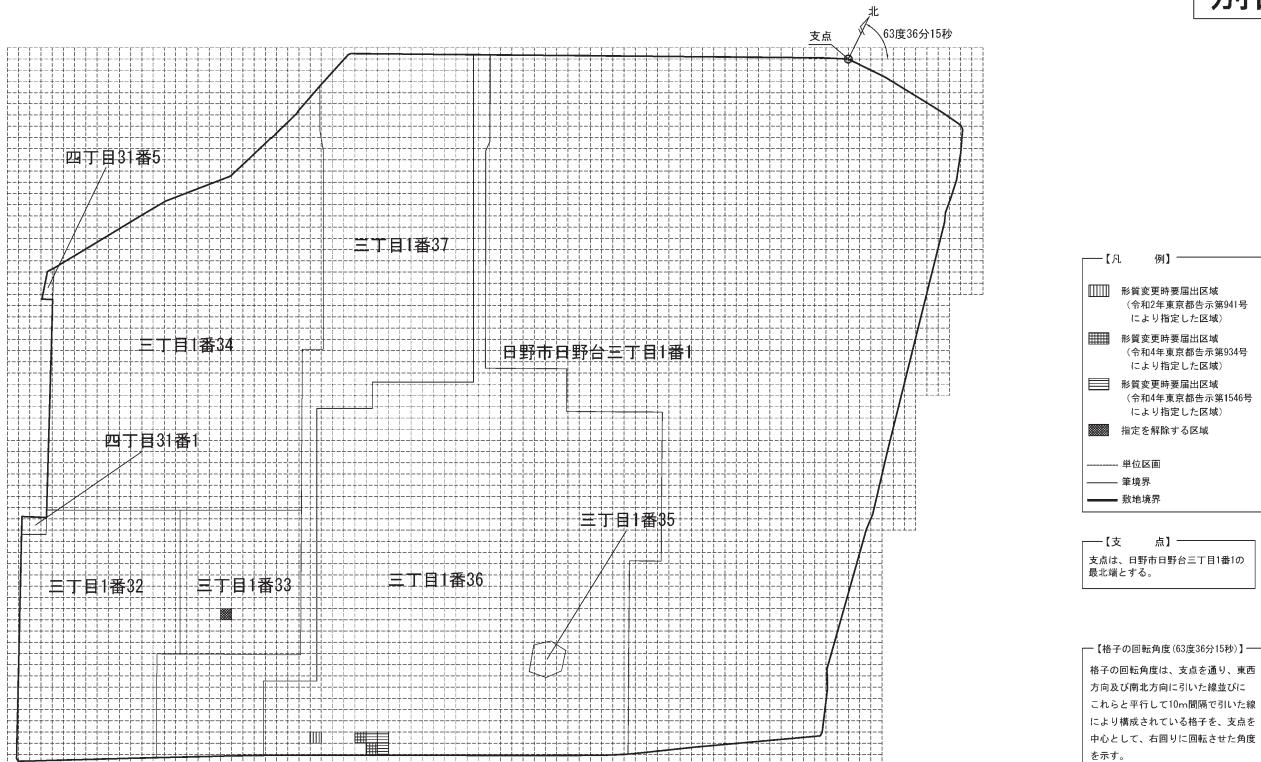
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市日野台三  
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



## 告　　示（選）

## ●東京都選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和7年7月23日

## 東京都選挙管理委員会

施設の名称	所　在　地
介護付有料老人ホーム さわやか目白の里	新宿区中落合三丁目二十七番十号
慈誠会前野病院附属介護 医療院	板橋区前野町六丁目三十八番三号
そんぽの家Sときわ台南	板橋区東新町一丁目二十九番六号
みらいリハビリテーション病院	足立区入谷一丁目八番十九号
七生病院	日野市西平山一丁目二十四番一号

## ●東京都選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十

（1号）においてその例によむりふるわれる場合を含む。）の規定に基づく、不在者投票を行つたがである施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和7年7月11日

施設の名称	所在地
林外科病院	新宿区大京町117番地

## 告示(公)

### ◎東京都公安委員会告示第262号

警察法（昭和29年法律第162号）第43条の規定に基づく東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号）第9条の規定に基づく東京都公安委員会委員長代理の指名については、令和7年7月24日付けをもって、次のとおりとした。

令和7年7月23日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

記

委員長 廣瀬道明

委員長代理 伊藤秀樹

発行	東京都
東京都新宿区西新宿1丁目八番1号	京
電話 ○3(51111)1111(代)	都
郵便番号 163-8001	号
定価 110円	本号
一箇月 六、六〇〇円	110円
(郵送料を含む)	勝美印刷株式会社
印刷所 東京都文京区白山1丁目十三番七号	印
電話 ○3(31111)51101(代)	刷
郵便番号 113-0001	株式会社
FSC リサイクルマーク	会社
FSC® C006270	社

